

国民保護に関する業務計画

第1章 総 則

(目的)

第1条 この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、一般社団法人東京都個人タクシー協会の業務に関し武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施について定める。

(基本方針)

第2条 武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携のうえ、当協会会員の協力により、この業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

(国民保護措置の実施)

第3条 国民保護措置の実施に当たっては、国民保護法その他の法令、「国民の保護に関する基本指針」及びこの計画に基づき、自らの業務に係る国民保護措置を実施するものとし、その際は第4条から第10条に掲げる事項について留意する。

(国民に対する情報提供)

第4条 インターネット等の広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するように努める。

(関係機関との連携の確保)

第5条 国民保護措置に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努める。

(国民保護措置の実施に関する自主的判断)

第6条 国民保護措置を実施するに当たっての実施方法等については、東京都から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。

(安全の確保)

第7条 国民保護措置の実施に当たっては、東京都の協力を得つつ、当協会職員

のほか、当協会の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に配慮する。

（高齢者、障害者への配慮及び国際人道法の的確な実施）

第8条 国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等に対する配慮を行うとともに、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

（東京都対策本部長の総合調整）

第9条 東京都対策本部長による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努める。

（措置の実施）

第10条 知事により避難住民の運送等に関し指示が行われた場合は、国民保護法に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

（情報収集及び連絡体制の整備）

第11条 管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法等について整備に努める。

2 夜間、休日出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努める。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても協会内の連絡を確実にできるよう、連絡ルートの多重化、代行する職員の指定など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努める。

（通信体制の整備）

第12条 武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関並びに会員との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備する。

2 通信体制の整備に当たっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう通信手段の多重化等の整備に努める。

3 平素から国民保護措置に必要な通信設備の定期的な点検に努める。

（緊急参集体制の整備）

第13条 武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための当協会における必要な体制を迅速に確立するため、関係職員の緊急参集等に

ついて整備する。

- 2 緊急参集を行う関係職員については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくよう努める。

(交代要員の確保)

- 第14条 武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、職員の交代要員の確保等に関する体制の整備に努める。

(備蓄又は調達体制の整備)

- 第15条 防災のための備蓄を活用しつつ、非常用発電機、食料、飲料水、医薬品等の備蓄又は調達体制の整備等に努める。

(特殊標章の管理)

- 第16条 知事が平時より特殊標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ知事より特殊標章等の使用許可を受けておく必要がある場合には、知事に対して使用の許可の申請を行い、適切に管理を行うものとする。

第2節 関係機関との連携

- 第17条 平素から東京都、指定地方公共機関等の関係機関との間で国民保護措置の実施における連携体制の整備に努める。

第3節 旅客等への情報提供の備え

- 第18条 武力攻撃事態等において運行状況等の情報を協会ホームページ等を活用して、旅客等に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制の整備に努める。

- 2 高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、情報を伝達できるよう努める。

第4節 警報又は避難の指示等の伝達体制の整備

- 第19条 知事から警報又は避難の指示等の通知を受けた場合において、協会内における警報の伝達先、連絡方法、連絡手順などの整備に努める。

第5節 管理する施設等に関する備え

- 第20条 管理する施設等については、自然災害に対する既存の予防措置を有効に活用して適切な体制の整備に努める。また、武力攻撃災害により被害を受けた場合の応急の復旧を行うための備えについても、あらかじめ適切な体制の整備に努める。

第6節 運送に関する備え

第21条 東京都が避難住民の運送を実施するための体制の整備を行うに当たっては、連絡先の提供、輸送力及び輸送施設に関する情報の提供等必要な協力を行うよう努める。

2 武力攻撃事態発生時に人員の緊急輸送が円滑に実施されるよう、東京都と連携をしつつ、これらの緊急輸送に関わる実施体制の整備等についてほかの指定地方公共機関等との協力体制の構築に努める。

第7節 備蓄

第22条 国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の把握に努める。また武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、必要な物資及び資材を調達することができるよう、関係機関等との間で、必要な体制の整備に努める。

第8節 訓練の実施

第23条 平素より、的確な国民保護措置の実施が可能となるよう協会内における訓練の実施に努めるとともに、東京都が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努める。また、訓練の実施に当たっては、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努める。

2 訓練を実施する際には、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 東京都国民保護対策本部の設置に伴う対応

第24条 東京都国民保護対策本部が設置された場合には、東京都が行う対策本部を中心とした国民保護措置の推進に協力するよう努める。

2 設置について連絡を受けたときは、警報等の通知に準じて、協会内及び会員団体に迅速にその旨を周知する。

第2節 活動体制の確立

(一般社団法人東京都個人タクシー協会国民保護対策本部)

第25条 東京都国民保護対策本部が設置された場合には、必要に応じて、一般社団法人東京都個人タクシー協会国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)を設置する。

2 国民保護対策本部は、協会内における国民保護措置などに関する調整、情報

収集、集約、連絡及び協会内での共有、広報その他必要な業務の総括を実施する。

- 3 国民保護対策本部を設置したときは、東京都国民保護対策本部及び会員団体に連絡を行う。

(情報収集及び報告)

第26条 管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運行状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集し、国民保護対策本部はこれらの情報を集約し、必要に応じ、東京都に報告する。

- 2 国民保護対策本部は、東京都国民保護対策本部より武力攻撃事態等の状況や国民保護措置を実施するに当たり必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、協会内での共有を図る。

(通信体制の確保)

第27条 武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段の確保に努める。

- 2 国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のため必要な措置の実施に努める。
- 3 武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、他の連絡手段により対応するとともに、速やかに応急の復旧を行う。

第3節 安全の確保

(関係省庁及び東京都からの支援)

第28条 国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、東京都から武力攻撃の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡体制及び応援の体制の確立等の支援を受けるものとし、これらを活用し、協会が実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

(特殊標章)

第29条 国民保護措置を実施するに当たって、国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章及び身分証明書を使用する場合には、知事の許可に基づき適切に使用する。

第4節 関係機関との連携

第30条 東京都、指定地方公共機関などの関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努める。

第5節 旅客等への情報提供

第31条 運行状況等の情報を、協会ホームページ等を活用して、旅客等に対し適時かつ適切に提供するよう努める。

第6節 警報の伝達

第32条 知事より警報の通知を受けた場合には、協会内及び会員団体へ迅速かつ確実な伝達を行うとともに、旅客等への伝達に努める。

第7節 施設の適切な管理及び安全確保

第33条 東京都からの指導等により管理する施設については、安全の確保に十分配慮の上、巡回の強化など安全確保のための措置を講ずるよう努める。また、会員団体においても同様の措置を講ずるよう通知する。

第8節 運送の確保

(避難住民の運送)

第34条 東京都から避難の指示の通知を受けた場合には、協会内及び会員団体へ迅速かつ確実な伝達を行う。

- 2 東京都と緊密に連絡を行い、必要に応じて、知事より避難住民の運送の求めが行われることに備え、輸送力の確保など避難住民の運送の実施に必要な体制を整えるよう努める。
- 3 知事より避難実施要領の通知があった場合には、協会内における共有を行うほか、その内容に応じ、会員団体に通知し必要な体制の確保に努める。
- 4 知事より避難住民の運送の求めがあった場合には、資機材の故障等により当該運送を行うことができないなど正当な理由がない限り、これらの運送を的確かつ迅速に行うよう会員に協力要請するとともに輸送体制の確保に努める。
- 5 避難住民の運送の実施に当たっては、当該運送の求め等を行なった者より提供される安全に関する情報等に基づき、当該運送に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮する。また、気象条件等の運行環境によっては、安全確保のため必要な措置を講ずる。

(運送の維持)

第35条 運送に必要な施設の状況確認、道路状況の把握等避難住民を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

- 2 運行に障害が生じた場合には、必要に応じ、国土交通省など関係機関に当該障害について連絡を行うとともに、国土交通省など関係機関の協力を得つつ、他の運送事業者である指定地方公共機関等と連携し、輸送の確保に努める。

第9節 安否情報の収集への協力

第36条 東京都が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、情報の収集に協力するよう努める。

第10節 応急の復旧等

第37条 武力攻撃災害が発生した場合、安全の確保に配慮した上で、速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努める。

2 応急の復旧に当っては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うよう努める。

3 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当って自らの要員、資機材等的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、知事に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求める。

4 国民保護対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を知事に報告する。

第4章 緊急処理事態への対処

第1節 活動体制の確立

第38条 東京都緊急処理事態対策本部が設置された場合には、必要に応じて、一般社団法人東京都個人タクシー協会緊急処理事態対策本部（以下「緊急処理事態対策本部」という。）を設置する。

2 緊急処理事態対策本部は、協会内における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び協会内での共有、広報その他必要な業務の総括を実施する。

3 緊急処理事態対策本部を設置した時は、東京都緊急処理事態対策本部に連絡を行う。

第2節 緊急対処保護措置の実施

第39条 緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第3章までの定めに基づいて行う。

第5章 計画の適切な見直し

第40条 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、知事に報告するとともに、ホームページ等において公表を行う。

2 この計画の変更に当っては、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか関係者の意見を求めるよう努める。

3 この計画を変更するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

[附則]

1 この業務計画の改廃は、理事会において行う。

2 この業務計画は、平成19年2月14日から実施する。

3 この業務計画は、平成24年9月19日一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日（平成26年5月1日）から実施する。

4 この業務計画は、平成25年9月19日一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日（平成26年5月1日）から実施する。